

- 議 長 次に、受付番号第4号、飯田一君の一般質問を許します。登壇願います。
- 6 番 飯 田 議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第4号、質問議員、第6番 飯田一。件名、空き家の有効活用について。
- 当町では松田地区、寄地区を問わず、人口減少が続いているにもかかわらず、世帯数は増加しています。世帯の高齢化が進み、今後は空き家がますます増加することが想定されます。町の活性化を図るためにも、空き家の積極的な活用が必要と考えます。そこで次の点についてお伺いします。
- (1) 当町での空き家戸数と空き家率、空家バンク登録状況と利用状況について。
- (2) 空き家は程度によってさまざまだと思いますが、空き家及び空家バンクの整備と活用について。
- (3) 東京2020を控え、観光客を含めたインバウンド需要が見込まれます。空き家を活用し、宿泊施設としての利用、子育て世代の移住など、空き室の活用についてお伺いしたいと思います。
- よろしく願います。
- 町 長 それでは、飯田議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。
- まず、松田町は平成28年5月に、神奈川県で2番目となります空家等対策計画を、民間に委託することなく、職員が調査し、また自治会ヒアリング、並びに国や県との調整を行うなど、協議を行い、策定をしているところでもございます。
- 1つ目の御質問の、当町の空き家戸数と空き家率、並びに空家バンク登録状況とその利用状況についてでございますが、まず、町空家等対策計画の基本方針に、空き家の活用促進を掲げ、近隣の市町の中でも積極的に空き家等の対策に取り組んでいることから、当町の空き家戸数は平成30年9月現在に80件、空き家率は1.6%となっております。また、空家バンクの登録状況は累計で101件、現在掲載件数が21件、うち成約件数は累計61件となっている状況でもございます。
- 2つ目の質問の、空家バンクの整備と活用についてでございますが、この空き家の有効活用に向けて、所有者の意向等を踏まえて空家バンクに登録し、所

有者等と利用者をつなげるかけ橋を町が担って進めているところでもございます。また、空家バンクの制度については、移住・定住につなげる事業でもあり、都市部を含め、町外から人を呼び込むために移住・交流セミナーなどに出向いて周知活動を進め、子育て世帯等の移住・定住につなげる取り組みといたしまして積極的に取り組んでいる結果、これまで松田町全体では14件で、そのうち松田地区が8件、寄地区が6件となっております。引き続き移住・定住策に取り組んでまいります。

3つ目の御質問の、観光客を含めたインバウンド需要が見込まれる中、空き家を活用して宿泊施設としての利用や、子育て世代の移住などについてでございますが、地域資源でもあります空き家は活用方法によっては大きな財源確保となり、子育て世代の移住・定住につながるものと認識をしております。町といたしましてはさまざまな可能性を図るため、まず、宿泊機能や民泊制度の可能性・必要性等を地域住民との情報共有を図り、地域が抱える課題を解決することを目的に、事業展開の調査・分析を民間事業者等と連携し、実施してまいります。

その中でも空家バンクの登録物件を、お試し住宅や宿泊機能などに活用できるか検討をしているところでもございます。活用するには所有者等との調整が重要で、幾つもの物件を一度に動かすということが難しく、一件一件がどのような利活用が望ましいのかを検討するため、地域の皆さんや不動産事業者等の民間事業者、法律などに関する専門家と連携して進めてまいりますので、今後も人口増加策の一環として、空き家のみならず、空き地の利活用についても積極的に取り組んでまいります所存でございます。以上です。

6 番 飯 田 説明わかりました。それでですね、私が5年前ですね、同じような質問をさせていただいたときは、松田町では一戸建ての空き家はですね、約100戸程度というふうな回答をもらっているんですね。今の話ですと現在80戸ぐらいだというふうなことで、空き家が減少しているというふうなことなんですが、これは本当なんじゃないかな。 (笑)

それともう一つ、松田町の空家バンクのホームページを見ていますと、全てがアパートと思われるような物件であり、一戸建て空き家の登録はありません

ね。それで、空き家…空家バンクじゃなくて、これは空き部屋バンクみたいな感じで私、見てたんですけど、何か不動産業者のほうの情報をそのまま、何かそこへ登録してあるようなね、そんな印象を受けたんですが、この辺はどう…どうなっているんでしょうかね。わかる範囲でお願いします。

政策推進課長　　まずですね、5年前100戸から80戸につきましては、平成26年度にですね、職員がみずから出向いて、4日から5日間かけて全ての空き家等ですね、と思われる外観調査をしてございます。これを台帳にまずしております。その後、この台帳をもとに活用が望まれるべきものを選出しまして、その所有者を登記をとって調べさせていただき、そこにアンケート調査をしております。そうした中で、この空き家としての扱いとするものが今回…あ、ごめんなさい。そのときは100戸あったということです。その100戸の中にも状態がいいものから悪いもの、所有者が空き家と言わないでほしいというものや、さまざまなものがあります。そうした中で、本当に活用できるものについてはほとんどない状況にあったとでございます。これを踏まえて、平成29年度におきまして、第2回目の更新を職員みずからやっております。そこについて、現在80戸という同じ状況があつて、台帳も整備しております。そして現在ですね、不動産関係、宅建協会さんと職員と一緒に歩いてですね、やっぱり同じもの、物件を見ながらですね、所有者を確認し…している状況に、そういう動きをしているものがございます。

特に今、空家バンクに登録していただくためには、その所有者の意向がございまして、その所有者にアンケートをとった中ではですね、一戸建てというのがほとんど今ない状況にございます。そして、やっぱりニーズ的に駅前等のアパートも含めまして、一回登録していただきたいという所有者、そして不動産関係者がございまして、現状では今、アパートが主体になっておりますが、今ですね、今度職員が今一緒に寄に入ってですね、一戸建てを探してございます。逆にですね、そういうところを自治会長さんと連携をしながらですね、その所有者を確認してニーズをはかっていきたいということを進めておりますので、また皆様方からですね、そういう情報がありましたら積極的に活用に向けて取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。以

上です。

6 番 飯 田 私我感觉ではですね、寄、しょっちゅう歩いていましてね、ふえているというふうな印象をね、持っているんですね。それで、松田町の空家バンクはですね、借り受け希望者に対象物件の所有者を紹介することを目的としており、町は借り受け希望者と対象物件の所有者との間で起きた問題については一切責任を負いませんというふうな注意点、免責事項でうたっています。確かに行政とすればね、余り深く、借り主と貸し主の間へ入ってね、トラブルに巻き込まれたくないというふうな気持ちはわかるんですけどね、定住希望者と空き家管理者との橋渡しのことをね、やっぱり町がやってくれないと、やっぱり家を、移住しようと思って家を探している人にすれば、すごく、地方公共団体が運営していると思われるような空家バンクというのはすごく安心感があると思うんですね。だからそういうふうなことで、もう少しですね、親切っていいですかね、情報提供にしても全てそうなんですけど、もう少し借りるほうの立場になって動いてもらわないと、やっぱりほかの市町村に負けちゃうんじゃないかなというふうに思うんですね。

何か定住された方の話聞きますとね、本当に町は情報を持っていないというふうなことを聞くんですね。電話でも何でも、そういうところへ、町へ電話入れて、その町によってはね、町の車を使って空き家を一軒一軒見せて回ってくれる町もあれば、いや、そういう物件はありませんよ、あるいはあってもですね、今の話、アパートばっかしだと。そういうふうなことでね、なかなかその町によって対応が違くと。そういうのを見るとですね、ちょっと松田町の場合は対応がちょっと悪いと言ったらおかしいんですけど、ちょっと親切さというか、何か一生懸命さがちょっと感じられないというふうな話聞いたんですけど、その辺のことはどういうふうな感じになっているのか。

もう一つ、先ほどのですね、空家バンクが空き部屋バンクになっちゃっているけど、これはどうなっているのかね、ちょっとその辺を教えていただければと思います。

政策推進課長 まず1点目のですね、移住・定住につなげるための一つの地域資源として空き家を捉えておりますので、松田町としてはですね、逆に積極的に近隣の市町村

よりはやっているという形で私は考えているところがございます。というのが、まず、移住希望する方に物件を紹介する、そこにはやっぱり空き室という、空き…一軒家がない状況もございますが、利用者によっては駅の近くでというようなこともありますので、そういう方については一緒にですね、所有者と町と利用したい方が、土曜日でも日曜日でも一緒に行って、町の施策を説明したり、自治会のことを説明したりして幅広い形で結びつけるような仕組みでやっているところがございます。そうした中で、ちょっと先ほど説明した成約物件ということで、かなり高い、61件まで結びついているということで、近隣のところではですね、ほとんどこのような2桁の数字がない状況ではございますので、引き続きですね、一戸建てを、ニーズを酌みながらですね、その物件に対して移住・定住に結びつける形で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。確かに空家バンクにほとんど空き室しかないという形は確かにあります。なので、積極的にやっぱり所有者との意向もございますので、一戸建てを探していきたいというふうに思います。

6 番 飯 田 その61件というのは何年間ぐらいで61戸なんですか。

政策推進課長 この空き家ですね、バンクが平成19年度から要綱を設置し、進めていた状況でございます。そのときはもうほとんどゼロという状況で、私たち定住少子化担当室が平成26年9月からですね、施行しまして、そこから空家バンクというものを積極的にやっというふうなことで進めてからなので、そこから現在までの間で61戸の成約ということで考えていただければと思います。

6 番 飯 田 そうしますと、約5年間ぐらいで61件というふうなことでよろしいですよ。ちょっと見てみますと、やっぱり松田町がほとんど、町内のほうがほとんどで、寄地区はちょっと少ないような感じを受けるんですけど、そういうふうな理解でよろしいですか。

政策推進課長 そうですね。ただ、先ほどのですね、町長説明がございましたとおり、寄につきましても、これは空き家という、バンクに登録していない物件がですね、やっぱり地域の人から情報をいただいて、そこで地域の人が呼んでくれた物件とかがありますので、これからもですね、そういう、私たちに見えない部分で地域の知っている情報を提供していただいて、その移住・定住につなげてい

きたいと。特に寄のほうは自然環境、地域資源ということで、本当に移住・定住に結びついていることもあります。また、ドッグランというところもございまして、そこの指定管理者の方もございまして、そうしたところに、やっぱり一緒に来てくれているということもございしますので、その辺も連携して取り組んでいきたいというふうに思います。

6 番 飯 田 私も聞いた話によりますと、空き家にはなってもね、その店、自分で管理して人に貸したくないとかですね、やっぱり、いろんな考えの人がいて、必ず空き家になったからそういう空家バンクへ登録して何とかしたいというふうな人ばかりじゃないというふうなことはわかるんですけど、そういう話、実際に聞きますしね、そうなんですけど。実際、やっぱり町のほうで、例えば、ある家でね、誰か亡くなって空き家になっちゃったと。空き家になっちゃったんだけど、娘さんがですね、秦野あたりにいて、戻ってくるつもりはないんだけど、掃除にたまに来ていたというふうなところもありますしね。やっぱりそういう、亡くなってやっぱりそういう間がないうちというのは、まだそのまま使えると思うんですよね。だからそういうふうなものをですね、うまく町のほうでも把握してですね、ぜひ空家バンクに、ね、登録してもらえそうな話で進めていただければ、空き家の解消にもつながるのかなというふうに思います。

次に2番行きます。もともとですね、空家バンクは遠隔地に住んでいる人が移住を行うときに、移住先にどのような利用可能な物件があるのかを知ることができる手段としてスタートした仕組みだったということです。新しく住む地域に移住しようと考えている人に対して、あらかじめ利用可能な空き家物件を提供することで移住先の居住地を安定的に確保し、後の定住化につなげることが目的だというふうなことなんですけど、5年前の質問の中でですね、町の空き家の実態把握とデータベース化を進め、空き家の情報収集、自治会との連携、現地調査から把握し、所有者の意思確認を進めることが必要であり、財源や手法など研究して、空き家対策に取り組みたいというふうな回答を受けているんですが、この辺どの程度今現在進んでいるんでしょうか。

政策推進課長 現在ですね、昨年度につきましてはこの活用促進の前にですね、やっぱり予防促進ということで、いわゆる空き家にさせないのがまず一つということで取り

組んでございます。主に相続の問題や成年後見の問題等に踏まえて、国の補助金を100%使って、幅広く、空き家にさせない事業に取り組んでございます。そして今年度につきましては、まずですね、やっぱり不動産関係の宅建協会ともう一度寄地区等を踏まえ…中心にですね、一戸物件、そしてその一戸物件どのような活用が必要なのかということの、専門的な所見をもらいながら今進めていこうというところで取り組んでいるところでございます。以上です。

6 番 飯 田 例えば、この実態把握とデータベース、これをですね、例えば空き家をホームページ上へ載せた場合にね、その家が、家の写真とか間取りとかいろいろありますよね。その中で本当に町のホームページ見たら、空き部屋だからそれはしょうがないのかもしれないんだけど、間取りがあって、ね、部屋の中の写真が載っててというふうな、町のホームページはそうなんですけど、ちょっと親切な自治体のあれ見ますとね、程度はね、どのくらいだと。それでそのまま住めるのか住めないのか、あるいはふすまと畳がえが必要ですよとかですね、そういう親切なことを書いてあるんですよ。町の場合には、じゃあ…アパートだからそうかもしれないんですけど、築ね、何年なんて全然書いてないですよ。ただ、本当に写真と間取りと、どこにあると、地域がね、どこだというふうなことだけでね。もう少し見る人にですね、情報の提供をね、細かく、移住しようとしている方がですね、知りたい情報をですね、載せてあげるような形で持っていないと、なかなか、見て、見過ごしちゃう。見た人がですね、ああ、そうかって。ところが、見て、ああ、その程度で住めるんだったら、これちょっといい物件だから見てみたいなって、そういうね、気持ちになってくれると思うんですよ。ただの一方的にこっちの情報だけね、ぱっと載せても、ちょっとなかなか移住に結びつかないのかなと思うんですが。

データベース化の中でもね、そういうふうな物件であってもですね、人の住んでいない住宅は劣化が早いですよね。床がすぐぶかぶかになっちゃったり。だからそういうふうなあれで、例えばことし、A、B、Cで、Aはね、そのまま住めるような住宅、Bはリフォームが必要、Cはね、もう特定空き家、ね、あとは壊すだけというふうな、そういうレベルに分別したとしても、1年たてばAであったものがBになっちゃったり、BだったものがCになったりというふ

うにね、そういうふうにもね、だんだん劣化、劣化で進んでいくんで、なるべく空き家になったら早め早めにお客さんとのマッチングをね、進めてあげることが一番、貸すほうも借りるほうもいいのかなというふうにもね、思うんですよね。それで、その程度に応じてのランクづけが必要だと思うんですよね。それで、Aランクの物件はさっき80件って言いましたけど、そのうちのAに該当するものは何件ぐらいありますよとか、Bに…80件全部登録した場合の話ですけどね。Bは何件ぐらいとか、Cは載せなくてもいいかもしれないんですけど。そういうふうな大体の目安をね、やっぱりお客さんのほうにわかるようなその情報をも流してもらいたいというふうにも思うんですよね。そういう該当物件を利用する人が…利用しやすいような工夫が必要だと思うんですけど、これからそういうふうなこと、できればやっていく計画があるとかないとか、そういうところはいかがでしょうか。

政策推進課長

まずですね、台帳に載せています空き家80戸につきましては、こちらのほうはまず空き家等と思われる物件ということで、これは空き家の特措法に基づいて調査をしていますので、そこに1年以上居住が見込めない状態という話を含めて登録させていただいてございます。そのほか、所有している者には空き家という観念がないので、一応この80戸につきましては空き家の総数となっております。Aランク、状態のよい物件については37件、今でございます。Bとして、一部修繕すれば利用可能と思われる30件…30戸ですね、ごめんなさい。利用が完全に不可だというものがございます。それがですね、残りの部分なんですけど、その利用が不可についてもですね、防災・防犯上、特に問題がある空き家の状態が4件、景観上問題のある空き家が6件、全体的に修繕が必要が2件というような数値で台帳に載せてございます。本当は台帳をですね、ホームページに載せるのが一番いいんですが、所有者の意向が全て載せていいということではないので、本当はあれが全部載せられれば一番いいんですが、その辺はやっぱり今後の中で、早い段階で活用促進に向けた空き家の提供をいただければ、町としても積極的にいい情報を流していきたいなというふうにも考えているところでございます。

6 番 飯 田

そこまで調べておられるんでしたら、ぜひですね、Aランクのこの37件あたり



はですね、ぜひ所有者、A、Bあたりですね、所有者と話し合っただけですね、載せてもらえるものはどんどん積極的にね。町が動かないと誰も動かないと思うんですよ。例えば、その所有者の方が空家バンクに掲載してもいいなと思っただけでね、なかなか積極的にね、町まで来て載せてよというんじゃなくて、やっぱり誰かに声かけられて、じゃあ載せてみようかなというふうなね、人も多いと思うので、ぜひその辺、町がですね、積極的に建物の所有者、管理者ですよ、そういう人に投げかけていただきたいというふうに思います。それで、やっぱり情報をですね、積極的に情報提供がね、やっぱりお客さんに対して流す必要もこれあると思うんですよ。お客さんが見て興味持ってもらえるようなね、そういうようなホームページづくりを目指してもらいたいなというふうに思います。

それで、ことしのロウバイまつりに来られたお客さんがですね、寄の出張所へ来られてね、とてもいいところで気に入ったと。気に入ったんで住んでみたいんだけど、ただ、自分が仕事があるんで、週末だけ借りられるようなところはないのかというふうな相談に来られたそうなんです。それで、ホームページ見てもわかるように、そういうところはね、なかったんで、ないというふうなお答えしたと思うんですけど。今ですね、本当にホームページ見て、なければないってなっちゃうと思うんですよ。ほかに一般の人もそうだと思うんですよ。それでまた既に移住された人に伺った話がですね、松田町空家バンクに連絡したところ、本当に情報を持っていないですね、もう自分で探すことしかなかったと。その人は何かいいところがあって、探されたみたいなんですけど、寄に住んでいるということはそうなんだろうね。町によって、やっぱりさっきも言いましたように、対応に差があるというふうなことでしたので、ぜひ松田町もね、負けないようにひとつお客さんのほうをよろしくお願ひしたいとします。

それで今後はですね、どの程度までの関与をちょっとお考えなのか、ちょっと伺いたいと思います。（私語あり）

政策推進課長 先ほどもちょっと御説明させていただいたとおりですね、関与につきましてはやっぱり仲介ということではなくてですね、町の、やっぱり最初に空き家に住

みたいというよりは、町の魅力、寄が本当にさっき、すばらしいということから入ってきますので、そこをしっかりと伝えていく形をとっていくのがまず一つ。そして、やっぱり物件をやっぱり探さないといけないので、そこは自治会も初め、地域の方も連携しながら情報をいただいて、そこから町が動ける範囲でどんどんその所有者とアンケートをとったり、連絡を取り合ったりして物件を確保していくという形で今考えているところでございます。

6 番 飯 田 本当に寄もどんどん人口が減っちゃっててですね、1人でも2人でも欲しいというふうな状況の中にありますんでね、その辺は十分、お客さんにサービスして、忙しくてね、大変でしょうけど、心がけていただければと思います。

次に3番なんですけど、先ほどの町長の所信表明の中でですね、新たな財源確保を図り、稼げるまちづくりというような話がありましたけど、空き家の利活用、人口増加、収入増につながる大事なね、財産だと考えるんですよね。従来の空き家の観点から、今、空き家はですね、ただ、基本的にはあいてるところを借りる場合には月幾らですよ、買い取りの場合には幾らですよというふうなね、2本立てでホームページなんか、よそのを見てみると、載っているところ多いですよ。貸したい場合だけは…貸したいだけというのは家賃しか書いてない、売りたいだけというのはもう売り値しか書いてないというふうなこと、これはしょうがないと思うんですよね。そういうふうなことで、その売り方もそうなんですけど、今度は借りるもほうも、今言いましたように、週末だけね、もう契約して、週末だけ来て、別荘みたいな感じですよ。そういうふうな使い方でも借りたいという人もいれば、あるいはですね、二地域居住って、自宅は横浜にあるんだけど、こっちにもうちがあるよというふうなことで、2軒行ったり来たりというふうな使い方をされている方も、移住者とは別にね、いるそうなんです。だから、もし、借り主のほうでそれで…そういうほうのいいというふうなことで、あるいは貸すほうもですね、ああ、それでもいいよということですね、やっぱりマッチングするのが、させてあげるのが、ね、役場というか、担当のほうの仕事だと思うんでね。今、ラーメン屋行ってもラーメンだけじゃないですよ。いろんなラーメンありますよね。だから空き家といってもね、ただ空き家で借りるか売るかだけじゃなくて、いろんなニーズに

合ったようなね、対応できれば、そういうこともちょっと研究していただけたらというふうに思います。

また、それとですね、空き家を利用し、移住する子育て世代等の支援で、民間賃貸住宅家賃補助というのがありますけど、一戸建てへ入られた人は、これ月1万円ですよ、見たら。ですよ。これ例えば空き家へ入られた場合は2万円ぐらい取っても元取れるんじゃないかと思うんですけど。税金払ってもらったりいろんな面でね。人口増加につながって。それをですね、今、1万円なんだけど、じゃあ、空き家に1軒借りてもらった人は、もちろん子育て世代の住宅…人というふうなね、条件あるんですけど、もう倍ぐらい出してもいいと思うんですよ。せっかく山の中まで来て、家族でね、小さい子供を子育てしながら住もうという人にはね、そのくらい予算とってもらっても、それやっても急にね、10人も20人も来るわけじゃないんで、ぜひその辺も検討してほしいなど。もう少し手厚く補助ができないかということですね、家賃…予算96万円でしたよね。多分、余り使われてないと思うんでね、それでもいいんじゃないのかなというふうに思います。

あと、ふるさと納税で、松田町にですね、寄附をされてくださる都道府県は、日本のね、10分の1以上の人口を占める東京都、横浜・川崎を抱える地元の神奈川県、この辺、ふるさと納税の寄附の件数というのは大体何件ぐらいで、全体の寄附の何割ぐらい占めるか、大体でいいんで、おわかりになりますか。

政策推進課長 29年度ベースで4,000件のふるさと納税の件数がございます。4,000件超ですね、がございます。そのうちですね、外からの部分の、実質収支比率の部分で800万円ほどが結局町の…町が、松田町の方が外に納税してしまったという部分がございます。

6 番 飯 田 いや、私が聞いているのは件数なんです。金額じゃない。

政策推進課長 件数ですね。4,000超の件数でございます。

6 番 飯 田 のうちの東京都と神奈川県は全体の4,000件の何割ぐらい占める。

政策推進課長 ああ。申しわけない、ちょっとそこは今数字を持っていないので、また改めて述べさせていただきます。

6 番 飯 田 大ざっぱに、過半数とか…。

政策推進課長 申しわけない、ちょっとそこは持っていない。申しわけないです。

6 番 飯 田 来年は東京オリンピック・パラリンピックが開催され、多くの外国人のインバウンドが予想され、宿泊のニーズもですね、豪華なホテルから、泊まるだけでよいと、その分ね、一日でも長くオリンピックを楽しみたいと、さまざまな考えのお客さんが日本に来られると思うんですね。ちょうど松田町はですね、そういうオリンピックの会場、例えば東京、横浜、湘南行くにしても、2時間から3時間ぐらいで会場へ行けますよね。そのときのために、まだ1年、ね、以上あるんでね、1年ちょっとあるんで、その間にその空き家をですね、整備して、そういう、オーナーの方がそういう使い方でもいいよというんでしたら、ぜひそういう宿泊施設としてですね、整備されたらいかがかなというふうに思うんですね。松田町の場合は交通の便がいいんでね、湘南のほうへヨットのレース見に行くにしても、東京のほうへね、行くにしても、安く泊まれる、民泊で安く泊まれれば松田町でもいいよというふうなね、人もいるんじゃないかと思うんですよね。その辺もちょっと稼げるね、松田町ということで、ちょっと検討していただいてもいいんじゃないのかなと思うんです。

それと、今後ですね、ふるさと納税の返礼品の基準が厳しくなるようです。テレビとかマスコミ見てるとね、本当にその地の元ね、産品じゃなきゃいけないとか、よその物を送っちゃいけないとかね。そういう中でですね、松田町の場合には古民家、今度できますよね。それと、あるいは、この空き家を何軒か整備してですね、古民家、あと山里の民泊ですよね。古民家じゃなくてもいいと思うんですよ、今あいてる家をね、例えば1回幾らで貸す、1泊ですよね、幾らで貸して、次の日ハイキング行ったり山登り行ったり、そういう拠点としてね、使ってもらってもいいですし、あと、そういう何ていうんですかね、民宿なんかもそうだと思うんですけど、それぞれランクが違うと思うんですけどね。ふるさと納税の返礼品としてそういう古民家・民宿あるいは空き家、空き家をうまく整備してその辺を使えないかというふうなことをちょっと頭に浮かんだんですが、例えば素泊まり1泊券とかですね、ふるさと納税されたお客さんにね、金額に応じてですけど金券で渡してもいいし、1泊券というふうな形でもいいですしね、そういうふうなものを、お客さんで今、選べるんですよね。

だから、そういうふうなことで対象の一つにのせてもいいのかなというふうに思います。布団なんかリースできますし、食事なんか近辺の食堂を利用してもいいですし、自分なんかで自炊してもいいですしね。そういうふうな形で、うまくこの空き家をですね、うまく利用できればと、ちょっと夢みたいな話になっちゃうかもしれないんですけど、そういう考え方に対してはいかがでしょうか。

参事兼観光経済課長

すいません。空き家ということの中でですね、寄地区ということですね、農泊的な形ですね、これからのインバウンド対策としてですね、使っていけないかということですね、今現在ですね、今の法制度上ですね、町がですね、直接、民泊事業というのはですね、取り組めませんので、町のほうといたしましてはですね、平成29年度にですね、YHV事業で3回ほどですね、民泊についてのお話し合いを地元の方にさせていただきまして、なおかつ、この今年の12月17日ですが、ぜひこういう今、飯田議員がおっしゃったようなこともありますのでですね、ぜひ、民泊にですね、手を挙げていただけないかというようなことですね、いろいろとですね、研修等を実施をさせていただきなるとですね、実際にですね、寄地区の中でですね、やっぱりそういうふうな手を挙げていただいてですね、やっぱりやっていただければですね、やはり稼ぐというところにはいきませんのでですね、ぜひですね、そういうような方をですね、今、東京オリンピックという、もうすぐということになりますけれど、それ以降もつながるような形ですね、研修等を通じながらですね、一人でもですね、そういうような方がですね、ふえていただけるようにですね、町のほうも努力していきたいと思うんですが。

一つ、一番大事なことはですね、民泊をやる場合、必ずその誰か、家主さんも一緒に泊まらなければいけないというところがありますので、やはりそこをクリアをしていただくのがですね、今、一番難しいところかなというふうに考えてます。また、委託というかそういう業者さんにですね、お願いすることもできるんですけど、そうしたらやはりちょっと稼ぐというところにですね、やはり少なくなってしまうというような部分もありますので、今、町のほうといたしましてはですね、ぜひ家を生かすという意味では、預けるというところ

も必要なかもしれませんが、観光経済課の立場といたしましてはですね、やはり稼いでいただくということですね、YHV事業も28年度から3年間推進してきましたのでですね、ぜひ地元の方にですね、そういうふうに手を挙げていただけるようなですね、方法をですね、これからも進めていきたいと考えてますし、またそのような方がいられましたら、ぜひ観光経済課のほうにですね、御連絡をいただければと思いますので、その法手続等についてもですね、ある知識の中でですね、いろいろ御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

政策推進課長　そうですね。まず、寄自然休養村ということで、まず全国的に発信する取り組みとして、地方創生事業のYHV推進協議会を主体に、今、展開されていると思います。そうした中で、今言った農泊事業の展開、そして空き家につきましては所有者等の意向等も踏まえてですね、所有者等の確認をとった上に連携・協力のもとにですね、先ほど言った民泊・民宿という制度がございますので、その可能性について、また、それをふるさと納税とどう結びつけるかということで、今、町としても検討しているところでございます。

町としましては、まずですね、寄の管理センターもございます。また宿泊施設の皆様、寄の皆様もあります。まず、そういうところも相談をしながらですね、空き家、空き家だけではなくて全体の管理センターを踏まえてですね、取り組む、相談をしながらですね、例えば、そこにふるさと納税の仕組みを発信して、交流人口・関係人口につなげていく取り組みも必要と思っております。あわせて空き家についても農泊等を含めて今後、展開をするものでございます。

なおですね、この地域資源のふるさと納税、財源を確保という観点では、現在、町の魅力の自然環境を生かした、例えばマス釣りのつかみ取りとか、ゴルフ場もありますので、そういう利用券もあります。また、みかんオーナー制度などもふるさと納税でやってございます。31年度、新たな地域資源として、酒匂川のアユ釣りなんかも今後、一つのふるさと納税やってきますので、そうした中で、この空き家というものも、民宿・民泊という中でもね、ちゃんと制度がございまして、その法に基づいた形で進めさせていただきたいと思います。

6 番 飯 田　特に空き家をね、これから整備するのはちょっと時間が食うと思うんですけ

ど、古民家の場合には、もうそろそろね、営業に入ると思うんですけど、せっかく建てたものがね、あいてるといふんじゃないかと、もっと稼働率を上げるためにもね、そういうふるさと納税の返礼品の対象として利用していただければ、もう少しよくなるんじゃないかと。やってみなきゃわからないんですけど、そういうことをちょっと期待してます。町が積極的にね、取り組んでもらえるなら、それにお金も余りかからないと思うんですよ。お金もかからず大きな効果をうまくいけば得られるんじゃないかというふうに思ってます。前回、石内議員の質問に対してですね、空き家を町の財産にということで回答がありました。ぜひですね、本当に空き家を有効活用し、町の財政収入につなげていただくことをお願いいたしまして、質問を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議

長 受付番号第4号、飯田一君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。15時5分より再開をいたします。 (14時45分)